

(仮称) 天神丸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
徳島県知事意見

1 総論

事業実施想定区域及びその周辺は、多くの希少動植物が生息し、県内屈指の自然環境が残された景勝地でもある。この区域における風力発電設備の設置により、自然環境をはじめ、人と自然との触れ合いの活動の場等、重大な環境影響が生じることが懸念されるが、配慮書には生息・生育が確認されている動植物、生態系等に対する評価がなされていない又は科学的な根拠が明確に示されていない状況が見受けられることから、環境要素の区分毎に適切な調査、予測及び評価を行うこと。

特に、次の各論に示す指摘事項について、追加書類を速やかに提出することなど検討することが望ましい。

また、あらゆる措置を講じてもおお、重大な影響を回避又は低減できない場合は、本事業の取り止めも含めた計画の抜本的な見直しを行うこと。

2 各論

(1) 希少生物・生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、県内屈指の優れた自然環境を有し、登山者や観光客に景勝地としても利用されている。ブナ林を始めとする自然性の高い冷温帯広葉樹林が残存するほか、多くが保安林及び鳥獣保護区に指定されており、また、本県の良い生態系の保全、復元、創出の方針を示した「とくしまビオトープ・プラン」において、ビオトープネットワークの拠点に含まれている地域である。本事業の実施により、徳島県及び高知県に連なる四国東部域の冷温帯広葉樹林が重大な環境影響を受けると懸念されることから、希少生物・生態系の調査、予測及び評価について十分に行うこと。

① 動物に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、多くの種が確認されており、ツキノワグマ、イヌワシ、クマタカ、天然記念物に指定されているニホンカモシカ、ヤマネをはじめとする希少動物も含まれている地域である。特に希少種については、その生息状況、生態について、専門家等の助言を踏まえた適切な調査を行うこと。

また、本事業の実施により、動物の移動経路の分断や餌場の減少等をはじめ

とする生息環境への影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、動物に対する影響を回避又は低減すること。

さらに、事業実施想定区域に連なる東側には、稼働中及び計画中の風力発電施設が連続して設置されることから、これらの施設と本事業の累積的影響により、クマタカ等の希少猛禽類をはじめとする鳥類の渡り経路の阻害や衝突事故等による影響が懸念がされる場合には、他の事業者と連携した情報収集や専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、鳥類に対する影響を回避又は低減すること。

② 植物に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、徳島県版レッドリストの登載種が数多く確認されており、ツルギテンナンショウ及びイシヅチテンナンショウ、日本全体で分布が極めて限定されるニセツクシアザミ等、特に重要な植物も含まれている地域である。本事業の実施により、これらの重要な植物への影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、生育地保存も含め、植物に対する影響を回避又は低減すること。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場とした施設が存在するとともに、登山道にも利用されている地域であるが、本事業の実施により、自然との触れ合いの活動の場や登山利用への影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言はもとより、施設関係者や登山関係者の意見も踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を回避又は低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、隣接する剣山スーパー林道沿いの崩落等の多発に見られるように、急傾斜かつ脆弱な地質が大半を占めるとともに、台風の常襲地帯にも位置し、直近の木頭地域気象観測所では、年平均降水量が3,000ミリメートルを超えている地域である。

このため、事業の実施に伴い土砂崩落のリスクが増大するおそれがあり、生

物の生息・生育環境への影響が懸念されるのみならず，輸送路とされている道路の拡幅等が必要な場合には，水環境，動植物，大気環境等への影響も考えられることから，専門家等からの意見も踏まえた適切な調査，予測及び評価を行い，その結果を踏まえ，土地の改変に伴う自然環境に対する影響を回避又は低減すること。

(4) 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は自然資源が豊かであり，それらを含めた景観資源は地域の生業や暮らしによる人間の活動によって形成され，かつ維持されてきたものである。事業実施に伴う道路の拡幅等によっては，沿線の景観が改変されるおそれがあることから，自然と地域の暮らしの調和によって育まれてきた景観への影響が懸念される。

このため，風力発電設備の配置等の検討にあたっては，主要な眺望点及び景観資源における直接的な影響だけではなく，近隣に暮らす住民が日常的に眺める景観や登山ルートからの見え方，道路の拡幅等によって改変される道路景観など，近景から遠景まで広範な景観について，専門家等からの助言を踏まえた適切な調査，予測及び評価を行い，その結果を踏まえ，景観に対する影響を回避又は低減すること。